

## [Ⅲ] 料金の概要

- 1 口径別水道料金
- 2 水道料金収入状況
- 3 水道加入金収入状況
- 4 水道料金徴収区分割合
- 5 水道料金の変遷
- 6 受水単価の変遷
- 7 水道料金比較表

# 1 口径別水道料金

(上段単位：件, 下段単位：円(税込))

区分	口径	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般用	13mm	594,051	596,806	600,454	598,617	598,307
		1,728,246,034	1,714,589,901	1,695,120,469	1,755,284,628	1,715,777,052
	20mm	928,142	944,527	961,363	975,841	988,701
		5,238,906,388	5,267,641,950	5,278,529,915	5,641,750,181	5,597,180,066
	25mm	55,008	56,464	57,366	58,024	58,654
		657,288,186	663,320,509	647,419,694	622,716,099	609,718,079
	30mm	8,786	8,786	8,772	8,748	8,694
		391,806,101	385,081,092	368,416,430	345,464,563	339,274,319
	40mm	7,012	7,134	7,295	7,456	7,529
		616,051,058	630,537,701	619,447,674	580,243,678	580,268,784
	50mm	2,410	2,463	2,519	2,566	2,608
		553,801,121	559,073,698	557,939,090	514,907,310	515,212,298
	75mm	1,079	1,079	1,081	1,092	1,088
		572,809,621	567,561,675	543,250,866	489,800,592	509,793,341
100mm	363	373	364	362	374	
	335,827,267	328,359,858	315,466,595	280,933,137	277,805,166	
150mm	102	102	102	102	102	
	160,138,834	164,194,024	167,515,988	115,939,253	108,145,192	
200mm以上	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
計	1,596,953	1,617,734	1,639,316	1,652,808	1,666,057	
	10,254,874,610	10,280,360,408	10,193,106,721	10,347,039,441	10,253,174,297	
湯屋用	8	6	6	6	6	
	92,485	93,269	96,981	95,740	70,661	
合計	1,596,961	1,617,740	1,639,322	1,652,814	1,666,063	
	10,254,967,095	10,280,453,677	10,193,203,702	10,347,135,181	10,253,244,958	
前年度比(%)	100.28	100.25	99.15	101.51	99.09	
1m <sup>3</sup> 当たり料金(円)	193.86	193.91	194.32	197.26	194.10	
その他(※)	消火栓用	2	2	2	2	2
		259,941	255,484	393,436	267,880	362,899
	分水用	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
計	2	2	2	2	2	
	259,941	255,484	393,436	267,880	362,899	

※ 消火栓用は負担金として徴収

上三川町への分水は、平成28年度末の給水管整備完了に伴い終了

## 2 水道料金収入状況

(左欄単位：件, 右欄単位：円(税込))

区分 一般用	調 定		収 入		未 収		収納率 (%)
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和3年 4月	137,000	796,897,947	136,778	795,757,890	222	1,140,057	99.86
5月	139,175	835,683,129	138,947	834,887,180	228	795,949	99.90
6月	137,930	861,890,215	137,733	861,314,438	197	575,777	99.93
7月	139,130	868,977,844	138,900	868,191,033	230	786,811	99.91
8月	138,323	838,956,396	138,095	838,343,255	228	613,141	99.93
9月	139,434	886,852,264	139,153	885,371,492	281	1,480,772	99.83
10月	138,372	863,830,820	138,074	863,052,525	298	778,295	99.91
11月	139,661	854,578,242	139,320	853,445,417	341	1,132,825	99.87
12月	138,546	834,658,442	138,115	833,365,061	431	1,293,381	99.85
令和4年 1月	139,585	849,986,265	136,223	833,622,606	3,362	16,363,659	98.07
2月	138,688	874,576,717	133,680	847,237,853	5,008	27,338,864	96.87
3月	140,219	886,356,677	125,680	813,759,058	14,539	72,597,619	91.81
令和3年度計	1,666,063	10,253,244,958	1,640,698	10,128,347,808	25,365	124,897,150	98.78
令和2年度計	1,652,814	10,347,135,181	1,628,684	10,223,908,908	24,130	123,226,273	98.81
令和元年度計	1,639,322	10,193,203,702	1,610,356	10,044,614,496	28,966	148,589,206	98.54
平成30年度計	1,617,740	10,280,453,677	1,587,550	10,126,325,926	30,190	154,127,751	98.50
平成29年度計	1,596,961	10,254,967,095	1,568,869	10,106,690,880	28,092	148,276,215	98.55

### 3 水道加入金収入状況

(上欄単位：件, 下欄単位：円(税込))

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般用	3,995	3,801	3,348	2,763	3,147
金額	361,268,400	354,118,680	321,155,360	269,939,800	307,811,200

### 4 水道料金徴収区分割合

(単位：%)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口座	77.9	77.7	77.4	77.6	77.8
納付	22.1	22.3	22.6	22.4	22.2

※ 徴収区分ごとの収入件数割合（収入件数全体を100%とする）

## 5 水道料金の変遷

～昭和28年10月1日～

用途別	1か月使用	基本料金	
	基本水量 (m <sup>3</sup> )	従前 (円)	改正 (円)
家事用	10	80	100
一般営業用	15	150	180
湯屋用	80	460	550
娯楽用	5	150	180
特別用	15	300	360
団体用	25	200	250
共用栓	10	40	50

※ 超過使用料及び量水器使用料金は従前の通りとする。

～昭和35年10月1日～

用途別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (円)
			(1m <sup>3</sup> につき)
家事用	10	140	13
一般営業用	15	210	14
湯屋用	100	800	9
団体用	25	350	13
共用	10	90	12
娯楽用	8	250	25
特別用	20	500	20

メーター使用料

口径 (mm)	使用料 (円)	口径 (mm)	使用料 (円)
16以下	25	50	150
20	40	75	250
25	50	100	400
30	70	150	800
40	100		

～昭和41年8月1日～(1戸1か月につき)

用途別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (円)
			(1m <sup>3</sup> につき)
家事用	10	160	20
営業用	15	260	25
湯屋用	100	1,240	14
団体用	25	500	23
共用	10	100	20
娯楽用	8	350	50
特別用	20	700	40

雀宮簡易水道(1戸1か月につき)

用途別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (円)
			(1m <sup>3</sup> につき)
家事用	10	140	18
営業用	15	260	24
湯屋用	100	1,190	12
団体用	25	450	21
共用	10	80	18
娯楽用	8	300	50
特別用	20	700	40

～昭和46年11月1日～(1戸1か月につき)

用途別	基本料金		従量料金 (円)							
	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	0～8m <sup>3</sup>	9～15m <sup>3</sup>	16～20m <sup>3</sup>	21～25m <sup>3</sup>	26～30m <sup>3</sup>	31～100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～	
家事用	8	160	0	26				33		
共用	8	100		75				80		
娯楽用	8	500	0	33				39		
営業用	15	340	0		55				60	
臨時用	20	1,000	0		33				36	
団体用	25	650	0		0				18	
湯屋用	100	1,540	0							
私設消火栓	1回 (使用時間20分以内)	400	—							

水道加入金

口径 (mm)	加入金の額 (円)	口径 (mm)	加入金の額 (円)
13	10,000	50	220,000
20	25,000	75	570,000
25	40,000	100	1,100,000
30	70,000	150	2,900,000
40	120,000	200以上	管理者が定める額

(昭和46年10月1日以降に給水装置  
工事を申し込まれたものから適用)

～昭和50年10月1日～(1戸1か月につき)

用途別	料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)									
	基本料金 水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~15m <sup>3</sup>	16~20m <sup>3</sup>	21~25m <sup>3</sup>	26~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~500m <sup>3</sup>	501~1,000m <sup>3</sup>	1,001~m <sup>3</sup>
家事用	8	240	0	41			52	65	76			
共用	8	150							150			
娯楽用	8	1,000		0		65			76		88	100
営業用	15	520	0		65			76		88		100
臨時用	20	2,000	0		110			125		140		
団体用	25	1,000	0		65			75		87	99	
湯屋用	100	2,300	0					27				
私設消火栓	1回(使用時間 20分以内)	600	—									

※ 昭和50年11月分水道料金から適用

水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額(円)	給水管の口径	水道加入金の額(円)
13mm	30,000	50mm	870,000
20mm	75,000	75mm	2,400,000
25mm	153,000	100mm	4,935,000
30mm	241,000	150mm	13,560,000
40mm	468,000	200mm以上	管理者が定める額

※ 昭和50年10月1日以降給水装置工事申込みにかかわる分から適用

メーター使用料(1か月につき)

給水管の口径	使用料(円)	給水管の口径	使用料(円)
13mm	40	50mm	1,000
20mm	70	75mm	1,300
25mm	100	100mm	1,700
30mm	150	150mm	3,500
40mm	200	200mm以上	別に定める額

※ 昭和50年11月分水道メーター使用料から適用

## ～昭和54年11月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	8	370	0	50	70	90	110	150
	20	8	570						
	25	8	760						
	30	—	830						
	40	—	1,400						
	50	—	2,310						
	75	—	4,830						
	100	—	7,530						
	150	—	11,390						
	200	—	22,970						
250以上	—	管理者の定める額							
湯屋用		100	3,000	0			30		

### 共用給水装置(1か月, 1世帯につき)

基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
8	250	0	50	70	90	110	

※ 私設消火栓演習用 ; 1栓1回 600円 , 1回使用時間20分以内。

## ～昭和57年3月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	8	550	0	100	120	140	160	190
	20	8	900						
	25	8	1,250						
	30	—	1,500						
	40	—	2,900						
	50	—	5,000						
	75	—	12,000						
	100	—	25,000						
	150	—	70,000						
	200以上	—	管理者の定める額						
湯屋用		100	4,000	0			40		

### 共用給水装置(1か月, 1世帯につき)

基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
8	350	0	100	120	140	160	190

※ 私設消火栓演習用 ; 1栓1回 900円 , 1回使用時間20分以内。

### 水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	50,000	50mm	1,370,000
20mm	113,000	75mm	3,700,000
25mm	250,000	100mm	7,700,000
30mm	390,000	150mm	20,000,000
40mm	760,000	200mm以上	管理者の定める額

## ～平成元年4月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	8	550	0	100	120	140	160	190
	20	8	900						
	25	8	1,250						
	30	—	1,500	120					
	40	—	2,900						
	50	—	5,000						
	75	—	12,000						
	100	—	25,000						
	150	—	70,000						
	200以上	—	管理者の定める額						
湯屋用	100	4,000	0			40			

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に103/100を乗じて得た金額が水道料金。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てる。

### 共用給水装置(1か月, 1世帯につき)

基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
8	350	0	100	120	140	160	190

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に103/100を乗じて得た金額が水道料金。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てる。  
私設消火栓演習用: 1栓1回900円, 1回使用時間20分以内。

### 水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	50,000	50mm	1,370,000
20mm	113,000	75mm	3,700,000
25mm	250,000	100mm	7,700,000
30mm	390,000	150mm	20,000,000
40mm	760,000	200mm以上	管理者の定める額

※ 上記表の金額に103/100を乗じて得た金額が水道加入金。

## ～平成5年4月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	10	850	0	140	165	195	220	265
	20	10	1,250						
	25	10	1,650						
	30	—	1,700	165					
	40	—	3,300						
	50	—	5,700						
	75	—	13,700						
	100	—	28,500						
	150	—	80,000						
	200以上	—	管理者の定める額						
湯屋用	100	4,500	0			45			

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に103/100を乗じて得た金額が水道料金。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てる。  
私設消火栓演習用: 1栓1回900円, 1回使用時間20分以内。

### 水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	50,000	50mm	1,370,000
20mm	113,000	75mm	3,700,000
25mm	250,000	100mm	7,700,000
30mm	390,000	150mm	20,000,000
40mm	760,000	200mm以上	管理者の定める額

※ 上記表の金額に103/100を乗じて得た金額が水道加入金。



## ～平成9年4月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	10	915	0	175	205	240	270	321
	20	10	1,350						
	25	10	1,780						
	30	—	1,835	205					
	40	—	3,565						
	50	—	6,155						
	75	—	14,800						
	100	—	30,780						
	150	—	86,400						
200以上	—	管理者の定める額							
湯屋用		100	5,000	0					50

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に105/100を乗じて得た金額が水道料金。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てる。  
私設消火栓演習用：1栓1回900円，1回使用時間20分以内。

### 水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	50,000	50mm	1,370,000
20mm	113,000	75mm	3,700,000
25mm	250,000	100mm	7,700,000
30mm	390,000	150mm	20,000,000
40mm	760,000	200mm以上	管理者の定める額

※ 上記表の金額に105/100を乗じて得た金額が水道加入金。

## ～平成14年4月1日～

### 専用給水装置(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)					
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	10	895	0	172	201	235	265	316
	20	10	1,325						
	25	10	1,745						
	30	—	1,800	201					
	40	—	3,500						
	50	—	6,045						
	75	—	14,530						
	100	—	30,225						
	150	—	84,835						
200以上	—	管理者の定める額							
湯屋用		100	4,910	0					49

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に105/100を乗じて得た金額が水道料金。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合はその金額を切り捨てる。  
私設消火栓演習用：1栓1回900円，1回使用時間20分以内。

### 水道加入金

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	50,000	50mm	1,370,000
20mm	113,000	75mm	3,700,000
25mm	250,000	100mm	7,700,000
30mm	390,000	150mm	20,000,000
40mm	760,000	200mm以上	管理者の定める額

※ 上記表の金額に105/100を乗じて得た金額が水道加入金。

## ～平成19年4月1日～

### 専用給水装置【税込み】(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位:円)						
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0～5m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>	201～m <sup>3</sup>
一般用	13	5	819.0	0	23.1	179.55	208.95	243.6	273	323.4
	20	5	1,218.0							
	25	5	1,617.0							
	30	—	1,827.0	208.95						
	40	—	3,559.5							
	50	—	6,142.5							
	75	—	14,773.5							
	100	—	30,723.0							
	150	—	86,236.5							
200以上	—	管理者の定める額								
湯屋用	100	5,040.0	0					50.4		

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

私設消火栓演習用：1栓1回900円，1回使用時間20分以内。

※ 平成22年4月から，平成18年度に合併した上河内地域の使用料を宇都宮市の使用料に統一した。

### 水道加入金【税込み】

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	52,500	50mm	1,438,500
20mm	118,650	75mm	3,885,000
25mm	262,500	100mm	8,085,000
30mm	409,500	150mm	21,000,000
40mm	798,000	200mm以上	管理者の定める額

## ～平成26年4月1日～

### 専用給水装置【税込み】(1か月につき)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位:円)						
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0～5m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>	201～m <sup>3</sup>
一般用	13	5	842.4	0	23.76	184.68	214.92	250.56	280.80	332.64
	20	5	1,252.8							
	25	5	1,663.2							
	30	—	1,879.2	214.92						
	40	—	3,661.2							
	50	—	6,318.0							
	75	—	15,195.6							
	100	—	31,600.8							
	150	—	88,700.4							
200以上	—	管理者の定める額								
湯屋用	100	5,184.0	0					51.84		

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

私設消火栓演習用：1栓1回925円，1回使用時間20分以内。

### 水道加入金【税込み】

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	54,000	50mm	1,479,600
20mm	122,040	75mm	3,996,000
25mm	270,000	100mm	8,316,000
30mm	421,200	150mm	21,600,000
40mm	820,800	200mm以上	管理者の定める額

## ～現行水道料金～

専用給水装置【税込み】(1か月につき)

(令和元年10月1日～)

種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり, 単位: 円)						
		水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~ m <sup>3</sup>
一般用	13	5	858	0	24.2	188.1	218.9	255.2	286.0	338.8
	20	5	1,276							
	25	5	1,694							
	30	—	1,914	218.9						
	40	—	3,729							
	50	—	6,435							
	75	—	15,477							
	100	—	32,186							
	150	—	90,343							
	200以上	—	管理者の定める額							
湯屋用	100	5,280	0					52.8		

※ 上記表により求めた基本料金と従量料金との合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

私設消火栓演習用：1栓1回942円，1回使用時間20分以内。

## 水道加入金【税込み】

給水管の口径	水道加入金の額 (円)	給水管の口径	水道加入金の額 (円)
13mm	55,000	50mm	1,507,000
20mm	124,300	75mm	4,070,000
25mm	275,000	100mm	8,470,000
30mm	429,000	150mm	22,000,000
40mm	836,000	200mm以上	管理者の定める額

## 6 受水単価の変遷

昭和62年より，栃木県央地域広域水道整備計画の根幹施設になる鬼怒水道用水供給事業から受水を開始し，現在まで引き下げ等の要望活動を実施している。

改定年月日等	受水単価 (円)
昭和62年10月通水開始	172.76
平成14年 4月	147.85
平成19年 4月	111.16
平成23年 4月	90.11
平成26年 4月	86.08
平成29年 4月	85.54

## 7 水道料金比較表

(令和4年3月31日現在)

※10m<sup>3</sup>使用した際の1か月当たりの税込み料金(口径13ミリ)

### 県内市町

順位	市町名	料金(円)
1	矢板市	2,365
2	茂木町	1,936
3	塩谷町	1,870
3	大田原市	1,870
3	那珂川町	1,870
6	那須町	1,840
7	那須塩原市	1,831
8	那須烏山市	1,738
9	高根沢町	1,705
10	上三川町	1,595
10	益子町	1,595
10	市貝町	1,595
10	芳賀町	1,595
14	真岡市	1,540
市町平均		1,518
15	小山市	1,474
16	壬生町	1,463
17	さくら市	1,400
18	鹿沼市	1,265
18	下野市	1,265
20	栃木市	1,182
21	野木町	1,100
22	佐野市	1,045
23	日光市	990
<b>24</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>979</b>
25	足利市	850

○ 市町平均=各団体の代表地区の水道料金÷団体数。  
但し、芳賀中部上水道企業団の水道料金は3団体分として計算しています。

### 類似都市 (給水人口30万人以上の都市)

順位	都市名	料金(円)
1	郡山市	2,189
2	八戸圏域水道企業団	2,090
3	かずさ水道広域連合企業団	2,035
4	いわき市	2,013
5	豊田市	1,760
6	長崎市	1,655
7	旭川市	1,436
8	那覇市	1,431
9	秋田市	1,375
10	大分市	1,364
11	金沢市	1,342
12	愛知中部水道企業団	1,331
13	岡崎市	1,287
13	宮崎市	1,287
15	群馬東部水道企業団	1,281
16	高知市	1,280
17	鹿児島市	1,265
類似都市平均		1,221
18	松山市	1,175
19	柏市	1,166
19	吹田市	1,166
21	前橋市	1,124
22	川口市	1,111
23	富山市	1,100
23	尼崎市	1,100
25	西宮市	1,072
26	豊中市	1,056
26	四日市市	1,056
28	越谷・松伏水道企業団	1,045
29	高崎市	1,043
30	春日井市	1,034
31	姫路市	1,032
32	奈良市	1,023
33	明石市	1,012
34	枚方市	992
34	東大阪市	992
36	川越市	990
36	和歌山市	990
36	倉敷市	990
<b>39</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>979</b>
39	横須賀市	979
41	高槻市	935
42	所沢市	924
43	豊橋市	891
44	岐阜市	885
45	一宮市	666

○ 類似都市平均=各市の水道料金÷団体数。

(令和4年3月31日現在)

※20m<sup>2</sup>使用した際の1か月当たりの税込み料金(口径13ミリ)

県内市町

順位	市町名	料金(円)
1	那珂川町	4,290
1	塩谷町	4,290
3	矢板市	4,015
4	那須烏山市	3,938
5	茂木町	3,916
6	大田原市	3,740
7	那須町	3,710
8	高根沢町	3,575
9	益子町	3,465
9	市貝町	3,465
9	芳賀町	3,465
12	さくら市	3,200
13	真岡市	3,190
市町平均		3,160
14	上三川町	3,135
15	小山市	3,124
16	壬生町	3,047
<b>17</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>2,860</b>
18	下野市	2,585
19	野木町	2,530
20	鹿沼市	2,475
21	日光市	2,447
22	栃木市	2,337
23	佐野市	2,310
24	足利市	2,060
25	那須塩原市	1,831

類似都市

(給水人口30万人以上の都市)

順位	都市名	料金(円)
1	八戸圏域水道企業団	4,961
2	長崎市	4,515
3	かずさ水道広域連合企業団	4,290
4	いわき市	3,729
5	郡山市	3,212
6	那覇市	3,041
7	旭川市	3,009
8	大分市	2,959
8	宮崎市	2,959
<b>10</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>2,860</b>
10	秋田市	2,860
12	川口市	2,849
13	姫路市	2,836
14	越谷・松伏水道企業団	2,805
15	松山市	2,795
16	高知市	2,787
17	西宮市	2,777
18	愛知中部水道企業団	2,772
19	奈良市	2,728
類似都市平均		2,726
20	吹田市	2,706
21	金沢市	2,684
21	岡崎市	2,684
23	豊田市	2,651
24	横須賀市	2,629
25	東大阪市	2,598
26	鹿児島市	2,585
27	岐阜市	2,579
28	尼崎市	2,552
29	明石市	2,541
30	和歌山市	2,530
31	豊中市	2,497
32	高槻市	2,420
33	四日市市	2,409
34	前橋市	2,345
35	高崎市	2,330
36	富山市	2,310
37	枚方市	2,290
38	柏市	2,266
39	群馬東部水道企業団	2,255
40	倉敷市	2,200
41	春日井市	2,167
42	川越市	2,145
43	所沢市	2,134
44	一宮市	1,920
45	豊橋市	1,507

○ 市町平均=各団体の代表地区の水道料金÷団体数。  
但し、芳賀中部上水道企業団の水道料金は3団体分として計算しています。

○ 類似都市平均=各市の水道料金÷団体数。

(令和4年3月31日現在)

※20㎡使用した際の1か月当たりの税込み料金(口径20ミリ)

県内市町

順位	市町名	料金(円)
1	大田原市	6,160
2	矢板市	4,895
3	那珂川町	4,840
3	塩谷町	4,840
5	那須烏山市	4,620
6	那須塩原市	4,081
7	茂木町	3,971
8	益子町	3,795
8	市貝町	3,795
8	芳賀町	3,795
11	那須町	3,720
12	高根沢町	3,641
市町平均		3,583
13	さくら市	3,580
<b>14</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>3,278</b>
15	真岡市	3,190
15	上三川町	3,190
17	小山市	3,124
18	壬生町	3,047
19	鹿沼市	2,904
20	下野市	2,706
21	日光市	2,667
22	野木町	2,585
23	栃木市	2,502
24	佐野市	2,360
25	足利市	2,290

類似都市

(給水人口30万人以上の都市)

順位	都市名	料金(円)
1	郡山市	5,203
2	八戸圏域水道企業団	4,961
3	いわき市	4,917
4	長崎市	4,515
5	かずさ水道広域連合企業団	4,290
6	愛知中部水道企業団	3,652
7	川口市	3,553
8	奈良市	3,509
9	秋田市	3,410
10	宮崎市	3,388
11	大分市	3,355
<b>12</b>	<b>宇都宮市</b>	<b>3,278</b>
13	岡崎市	3,157
13	鹿児島市	3,157
15	柏市	3,124
16	群馬東部水道企業団	3,113
17	那覇市	3,041
類似都市平均		3,027
18	旭川市	3,009
19	四日市市	2,959
20	姫路市	2,913
21	西宮市	2,909
22	和歌山市	2,860
23	越谷・松伏水道企業団	2,805
23	吹田市	2,805
25	松山市	2,795
26	高知市	2,787
27	豊田市	2,761
28	岐阜市	2,700
29	金沢市	2,684
30	横須賀市	2,629
31	東大阪市	2,598
32	尼崎市	2,552
33	明石市	2,541
34	豊橋市	2,519
34	春日井市	2,519
36	高崎市	2,506
37	豊中市	2,497
38	前橋市	2,466
39	高槻市	2,420
40	所沢市	2,332
41	富山市	2,310
42	枚方市	2,290
43	川越市	2,288
44	倉敷市	2,200
45	一宮市	1,926

○ 市町平均＝各団体の代表地区の水道料金÷団体数。  
但し、芳賀中部上水道企業団の水道料金は3団体分として計算しています。

○ 類似都市平均＝各市の水道料金÷団体数。